

農林水産女子チャレンジ応援事業募集要領

第1 事業の目的

本県の農山漁村にある文化、歴史や農林水産物等、優れた地域資源を活用した地域活性化には、地域の食文化の担い手であり、消費者目線に優れた女性ならではの視点を取り入れた男女共同参画による取組を推進することが重要である。

そこで、地域が抱える課題解決に向けて、女性が中心となって地域活性化に取り組むモデル的な取組や新しいビジネスプランの取組を支援することにより、事業実施に必要な知見等を他地域にも普及させ、農山漁村における女性の活躍を促進することを目的とする。

第2 委託の対象者

次の要件を全て満たす法人、または団体とする。

- (1) 次に掲げる事項を協定、規約、規定等により定め、かつ、それぞれの全ての構成員がこれに同意しているものであること。
 - (ア) 目的
 - (イ) 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局
 - (ウ) 意思決定の方法
 - (エ) 解散した場合の対応
 - (オ) 事務処理及び会計処理の方法
 - (カ) 会計監査及び事務監査の方法
 - (キ) その他、運営に関して必要な事項
- (2) 次に掲げる実施体制を整備すること。
 - (ア) 管理運営について、代表者を定めること。
 - (イ) 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有する者を経理担当者として定めること。
- (3) 5名以上の農林漁業者が所属すること。
- (4) 構成員（法人の場合は役員）のうち、女性が過半を占め、代表者または運営責任者が女性であること。
- (5) 徳島県内に所在し、県内で主たる活動が行われていること。
- (6) 女性の活躍の促進や社会参画の推進を目的として事業を行うことが明確であり、本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- (7) 同一団体による連続する本事業の活用については、最大3年までとする。

第3 対象となる事業内容

- (1) 農山漁村の地域活性化に向けたモデル的な取組で、地域資源等を活用し、多様な団体と連携して行う事業
 - (取組例)
 - ・地域の景観保全の取組
 - ・農林業体験ツアーの開催による交流人口の拡大に向けた取組など
- (2) 新サービスや新商品の開発に係る調査分析、開発、展示会の開催など、多様

な団体と連携して行う新たな農林漁業ビジネス事業

(取組例)

- ・輸出等農林水産物の販路拡大の取組
- ・新品種の育成・加工商品の開発及び市場調査
- ・女性向けの農林水産業機械の製作など

また、本委託事業と同様の内容の事業について、国、県、市町村の補助金、委託を受けている又は受けることが決まっている場合は、委託の対象とはしない。

第4 対象経費

対象となる経費は、別紙のとおりとする。

第5 事業実施期間

契約の日から令和6年1月31日までの間で、提案者と経営推進課が協議の上、決定するものとする。

第6 委託費の限度額

1事業当たりの限度額は、300千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

第7 応募方法

(1) 提出書類

- ①事業企画提案書（様式第1号及び様式第2号）
- ②定款または規約
- ③構成員一覧
※構成員一覧は、代表者、(代表者が男性の場合は) 運営責任者、男女の別、農林漁業者の別がわかるものとする。
- ④その他参考となる資料

(2) 募集期間

令和5年5月15日（月）～6月16日（金）午後5時必着

(3) 提出方法

応募書類を持参、郵送又はPDFで添付のうえメール送信すること。

※なお、持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先及び問い合わせ先

徳島県立農林水産総合技術支援センター 経営推進課 営農・安全支援担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話 088-621-2427

第8 審査

(1) 審査の方法

選定委員会において、応募された全ての企画提案について提出書類及びプレゼンテーションでの審査を行い、総合的に評価し、選定する。
パワーポイント等の準備は不要。写真等の追加資料は認める。

- (2) 選定委員会
令和5年7月中旬ごろ(予定)

(3) 審査基準

実現性	・ 事業の目的に合致した計画で実現の見込みが高いか ・ 事業スケジュール、事業主体の体制は具体的で実効性のあるものか ・ 経費の見積もりが企画提案の内容に対し、適切なものであるか
実効性	・ 地域の農林漁業力の向上や地域活性化につながるか
波及性	・ 成功モデルとして、他地域への広がりを期待できるか
新規性	・ 着眼点、実施方法に独自性、新規性はあるか
継続性	・ 取組の発展性・継続性が期待されるか

第9 事業の採択・決定等

- (1) 採択する事業の件数は予算の範囲内で決定する。
- (2) 採択した事業内容は、企画提案書に基づき決定するが、実施方法や委託額などについて条件を付す場合がある。
- (3) 採択された事業者は、改めて徳島県に見積書を提出し、徳島県と協議の上、委託契約を締結し、委託業務を実施する。
- (4) 審査結果については、応募者あてに書面で通知する。なお、審査に関する照会や問い合わせには応じないこととする。
- (5) 提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合や応募者に重大な瑕疵があった場合、事業実施の意思が認められない場合、または事業遂行能力がないと認められる場合は、事業の採択を取り消すことがある。
- (6) 採択した事業については、団体等の名称や事業概要について公表することがある。
- (7) 採択した事業については、県が開催する報告会等において、事業実績等を報告する。

第10 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書、その他書類は、原則返却しない。

(別紙)

経費区分	経費の内容
報償費	講師や外部人材への諸謝金等
旅費	交通費及び宿泊費（委託を受けた事業者の旅費規程等に基づくものでかつ、社会的常識の範囲を超えない妥当な単価によるものに限る）
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、保険料等
委託料	分析委託、ホームページの製作等
使用料及び賃借料	会場借り上げ料、有料道路使用料、バス借り上げ料、機械器具レンタル料等
その他	知事が特に必要と認める経費

なお、次の費用は、委託事業の対象外とする。

- ① 経常経費（団体等の内部の人件費や運営費）
- ② 団体等の構成員に対して支払う賃金及び報償費
- ③ 飲食費等個人の消費に帰するもの
- ④ 施設整備（建物を建設したり改修したりすること）及び備品購入を目的とするもの
- ⑤ 対価を得てサービスを提供するもの

様式第1号

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住所
団体・組織名
代表者職・氏名

令和 年度農林水産女子チャレンジ応援事業企画提案書

農林水産女子チャレンジ応援事業募集要領第7の規程により、次のとおり関係書類を添えて企画提案書を提出します。

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 定款または規約
- 3 構成員一覧
※構成員一覧は、代表者、（代表者が男性の場合は）運営責任者、経理担当者、男女の別、農林漁業者の別がわかるものとする。
- 4 その他参考となる資料

担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入下さい。）

氏名 連絡先

様式第2号

農林水産女子チャレンジ応援事業 事業計画書

1 事業名

事業名	
-----	--

2 提案団体の概要

団体・組織名	
主たる事務所の所在地	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
団体設立年月日	年 月 日
活動内容	
構成員数	

3 関係する団体等の概要

団体名	団体概要（団体の活動内容等について記載）

※事業を連携・協働して実施する関係団体等があれば、記載すること。

4 事業内容等

事業の目的	※応募する理由などを団体や地域の現状、背景等を踏まえて記載する。
事業内容等	<p>※事業の具体的な内容を記載する。(誰が、いつ、どこで、何を、どのように等)</p> <p>※次年度以降の事業実施を予定してる場合は、2年目、3年目についても記載する。</p> <p>(1年目)</p> <p>(2年目)</p> <p>(3年目)</p>
事業費	総事業費 円 (うち委託対象経費 円)
事業実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
事業実施による効果	<p>※事業の成果目標及び事業が地域にもたらす効果について、事業の概要や募集要領第8(2)審査基準等を踏まえつつ、できるだけ具体的に記載する。</p> <p>※次年度以降の事業実施を予定してる場合は、2年目、3年目についても記載する。</p> <p>(1年目)</p> <p>(2年目)</p> <p>(3年目)</p> <p><成果目標></p>
実施体制	※提案事業における団体内の人員体制、役割等
特記事項	※特に説明しておきたい事項があれば、この欄に記載してください。

6 事業実施のスケジュール（1年目）

	実 施 内 容
令和5年 8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
令和6年 1月	

※ 事業内容に応じたスケジュールを記載してください。

※ 別紙等を用いられても結構です。